

令和8年度「新規就農支援研修」研修生募集要項

東北農林専門職大学

1 目的

山形県内で農業経営を目指す新規就農希望者を対象に、東北農林専門職大学の教育研修制度と先進農業経営者の技術力及び試験研究機関の機能を活かし、就農に必要な実践技術と知識習得を支援する研修を実施し、創造性豊かな実践力のある新規就農者を確保・育成することで、農業産出額の向上を目指すことを目的とします。

2 募集対象

原則として農家出身等で山形県内に就農基盤の目処があり、就農して所得向上を目指す者。

3 募集人数

50名程度（申込後に面談を行い、本学で選考いたします。）

4 研修期間及び経費

（1）研修期間

令和8年4月～令和9年3月までの1年間（継続研修を希望する場合は最長2年間）

（2）参加経費

受講料は無料

（但し、テキスト、傷害保険等の必要経費は自己負担となります。）

5 研修内容

農作業を通して実践的な基礎技術を身に付け、講義により基礎知識を学習します。

また、農作業に欠かせないトラクター等の各種農業機械の免許・資格が取得できます。

＜主なカリキュラム＞

①農作業実習：先進農業経営者・県内試験研究機関・自宅等のいずれかで農作業実習を行い、栽培管理技術等を学びます（通年）。

②講 義：年15日程度、東北農林専門職大学における講義等で基礎知識を学びます。

〔
・栽培の基礎知識　・植物の生育環境　・土壤肥料　・病害虫防除
・農業経営　・農産物流通、販売　・就農支援内容　・農業簿記
・税制、税務基礎 等
〕

③課題学習：農作業実習等で得た技術等についてレポート作成を行い、就農のための計画作成を行います。

④資格取得：大型特殊免許（農耕用）、けん引免許（農耕用）、小型車両系建設機械等の免許・資格等を取得します。【希望者のみ】

⑤その他の他：現地視察（先進農業経営者等）、東北農林専門職大学公開講座等

6 応募方法

別紙申込書に必要事項を記載のうえ、東北農林専門職大学又は最寄りの農業技術普及課あてにお申し込みください。

なお、研修内容等を詳しく説明いたしますので、申し込み前に東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センターに御相談ください。

（裏面に続く）

<申込期日>

①県の試験研究機関での農業実習を希望する方

令和8年1月23日（金）まで

※試験研究機関での研修は、①研修希望品目が、試験研究機関で栽培している作物であること、②原則週4日以上研修できることが条件となります。

※試験研究機関での受入れ可能人数には限りがありますので、申込者多数の場合には選考の上、抽選となる場合があります。選考、抽選に漏れた方は先進農業経営者等での実習となりますので、予め御了承願います。

②先進農業経営者等での農業実習を希望する方

令和8年2月27日（金）まで

<申込書類>

令和8年度 「新規就農支援研修」申込書（別記様式）

写真1枚：縦4cm×横3cm。上半身無帽、3ヶ月以内に撮影のものを申込書に貼付し提出してください。

<申込先>

・東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター

〒996-0052 新庄市大字角沢 1366

TEL:0233-22-8794 FAX:0233-23-7537 E-mail : kenshu1@tpuaf.ac.jp

・最寄りの農業技術普及課

村山農業技術普及課（TEL：023-621-8277）：山形市鉄砲町2-19-68

西村山農業技術普及課（TEL：0237-86-8248）：寒河江市大字西根字石川西 355

北村山農業技術普及課（TEL：0237-47-8638）：村山市楯岡笛田 4-5-1

最上農業技術普及課（TEL：0233-29-1326）：新庄市金沢字大道上 2034

置賜農業技術普及課（TEL：0238-57-3411）：東置賜郡高畠町大字福沢 160

西置賜農業技術普及課（TEL：0238-88-8212）：長井市高野町 2-3-1

庄内農業技術普及課（TEL：0235-64-2103）：鶴岡市藤島字山ノ前 51

酒田農業技術普及課（TEL：0234-22-6521）：酒田市若浜町 1-40

7 受講決定

・書類審査、面接（研修希望の作目・内容の聞き取り等）により選考します。

・選考後、農業実習先（農業経営者・試験研究機関）とのマッチング面談を行い、調整のうえ、受講を決定します。

・受講決定後は、次のことが必要となります。

（1）研修中の事故に備えるため、傷害保険等に加入すること

（2）別に定める「新規就農支援研修順守事項」を守り、研修に専念することを約束する誓約書を提出すること

（3）研修日誌を記入し、提出すること

（なお、場合により健康診断書の提出を求めることができます）

8 修了証書の交付

集合研修の概ね8割以上の出席及び研修日誌、研修報告の提出をもって研修の修了とし修了証書を交付します。

9 その他

この研修は令和8年度事業であり、山形県議会令和8年2月定例会の議決後に実施が確定します。